

ご説明資料

令和5年8月

大阪IR 区域整備計画の変更について

- 昨今の建設資材価格や人件費の上昇等により、①事業費の増加、②事業工程の延長が生じる見込み。また、
 ③再生可能エネルギー導入について海水熱から空気熱利用への変更が生じる見込み。（※いずれも詳細確認中）
 ○①～③に伴い、大阪において区域整備計画の変更を検討中。

	①事業費の増加	②事業工程の延長	③海水熱利用
変更内容	初期投資1兆800億⇒10～20%程度	2029年秋冬開業⇒1年程度延長	海水熱⇒空気熱に変更
大阪の対応の方向性	中核株主2社(※)の増資で対応 増資割合は1:1 ※日本MGMリゾート、オリックス	—	安定的な施設運営、災害時のBCP等の観点から、空気熱源ヒートポンプシステムを採用
関係する審査基準 ※精査中	【要求基準】 4 資金調達の確実性 8 反社会勢力の排除 16 カジノ事業の収益の活用 18 IR区域の整備による経済的社会的効果 【評価基準】 18 地域経済への効果 20 事業遂行能力 21 財務の安定性 22 防災・減災対策等 24 カジノ収益の活用	【要求基準】 1 1～5号施設に関する政令要件への適合 4 資金調達の確実性 14 IR事業者によるIR施設の所有 16 カジノ事業の収益の活用 18 IR区域の整備による経済的社会的効果 【評価基準】 1 IR区域全体のコンセプト 17 観光への効果 18 地域経済への効果 19 2030年観光戦略目標への貢献 20 事業遂行能力 21 財務の安定性 24 カジノ収益の活用	【評価基準】 4 ユニバーサルデザイン等

大阪IR 区域整備計画の変更について

○前ページ①～③の変更に伴う区域整備計画の認定への影響について、以下のとおり整理案を作成。本日の議論を踏まえ、引き続き精査。

①事業費の増加(要求基準)

精査中

要求基準4 (資金調達の確実性)	<ul style="list-style-type: none">・資金ストラクチャーの変更が発生。・中核株主の増資対応を約することが確認できることを前提とし、資金調達の確実性は担保されていることから、本基準の審査への影響はない。
要求基準8 (反社会勢力の排除)	<ul style="list-style-type: none">・主要株主の株式の数、保有割合、出資金額の変更が発生。・反社会的勢力の排除を確認する対象に変更はなく、本基準の審査への影響はない。
要求基準16 (カジノ収益の活用)	<ul style="list-style-type: none">・開業までのIR施設の整備費(1兆828億円)について変更が発生。・変更内容について、カジノ事業の収益の活用の具体的内容、収支計画・資金計画等との整合性が確認ができることを前提とし、本基準の審査への影響はない。
要求基準18 (IR区域の整備による経済的社会的効果)	<ul style="list-style-type: none">・IR施設の投資金額、経済波及効果、雇用創出効果、地元調達額について変更が発生。・評価基準17～19の記載事項との整合性、IR区域の整備による経済波及効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされることを前提とし、本基準の審査への影響はない。

大阪IR 区域整備計画の変更について

①事業費の増加(評価基準)

精査中

<p>評価基準18 (地域経済への効果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済波及効果の規模についてプラス評価。 ・初期投資額増加による経済波及効果への影響を要確認。なお、IR建設フェーズにおける経済波及効果は増加することが見込まれる。
<p>評価基準20 (事業遂行能力)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中核株主の出資比率が同じだが、迅速な意思決定体制の構築が図られている点をプラス評価。 ・中核株主の出資比率に変更はないことから、評価結果への影響はない。
<p>評価基準21 (財務の安定性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開業2年目にはフリーキャッシュフローが黒字化し借入金の返済を開始することについてプラス評価。また、今後の物価上昇の動向に特に留意が必要と評価。 ・出資・融資割合の変更に伴う借入金返済への影響、財務リスクへの影響等を要確認。なお、事業費の増加分は全て出資により対応するため、借入金返済への影響は軽微と想定。
<p>評価基準22 (防災・減災等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者におけるIR施設建設時の防災減災対策等への費用について変更が発生(なお当該費用に対する評価は特になし)。 ・事業費の増加に伴う建設時の防災減災対策費用、具体の対策事項への影響等を要確認。
<p>評価基準24 (カジノ収益の活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ収益の活用金額(開業3年目:150億円/年)の用途は施設の維持管理・依存症対策等に当てられる計画となっている点をプラス評価。非カジノ事業への更なる投資を求めるとの評価。 ・事業費の増加に伴うカジノ収益の活用金額、用途の変更内容等を要確認。

大阪IR 区域整備計画の変更について

②事業工程の延長(要求基準)

精査中

<p>要求基準1 (1～5号施設に関する政 令要件への適合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業工程の変更が発生。 ・事業工程の内容そのものについて要件は設定されておらず、1～5号施設の機能や規模について変更が生じないことから、本基準の審査への影響はない。
<p>要求基準4 (資金調達の確実性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有権の取得時期、開業時期、開業3年目の売上高等について変更が発生。 ・事業工程の延長に伴うIR施設の設置の確実性が損なわれないことが確認できることを前提とし、本基準の審査への影響はない。
<p>要求基準14 (IR事業者によるIR施設の 所有)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有権の取得時期について変更が発生。 ・IR事業者がIR施設を全て所有する点に変更が生じないことから、本基準の審査への影響はない。
<p>要求基準16 (カジノ収益の活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開業後の各年度のカジノ事業の収益の活用の具体的内容、金額について変更が発生。 ・変更内容に関して、カジノ事業の収益の活用の具体的内容、収支計画・資金計画等との整合性について確認できることを前提とし、本基準の審査への影響はない。
<p>要求基準18 (IR区域の整備による経済 的社会的効果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開業後の各年度の、MICE開催件数、IR区域・後輩圏への来訪者数、送客施設による他地域への来訪者数、旅行消費額について変更が発生。 ・評価基準17～19の記載事項との整合性、IR区域の整備による経済波及効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされることを前提とし、本基準の審査への影響はない。

大阪IR 区域整備計画の変更について

②事業工程の延長(評価基準)

精査中

評価基準1 (IR区域全体のコンセプト)	<ul style="list-style-type: none"> ・本基準において、事業工程の内容について特段の評価は行っていない。 ・事業工程の延長に伴うIR区域の全体のコンセプトの変更は想定されず、評価への影響はない。
評価基準17 (観光への効果)	<ul style="list-style-type: none"> ・開業3年目期のMICE開催件数、訪日外国人数の推計値の規模についてプラス評価。 ・事業工程の延長に伴う、開業後の各年度の推計値への影響等を要確認。
評価基準18 (地域経済への効果)	<ul style="list-style-type: none"> ・開業3年目期の経済波及効果、雇用効果、誘発税収額の推計値の規模についてプラス評価。 ・事業工程の延長に伴う、開業後の各年度の推計値への影響等を要確認。
評価基準19 (2030年観光戦略目標への貢献)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者数、旅行消費額について政府目標の達成への貢献が見込まれる点をプラス評価。工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性があることについて留意しておくべき点であると評価。 ・事業工程の延長に伴う、2030年の訪日外国人来訪者数、旅行消費額について要確認。なお、2030年内の開業が見込まれ、それ以降に訪日外国人旅行者数、旅行消費額の増加への貢献が一定程度見込まれること、また、開業時期1～3年程度後ろ倒しになるリスクを織り込んだ評価となっていることから、再評価を行うまでには至らないものとする。
評価基準20 (事業遂行能力)	<ul style="list-style-type: none"> ・工期等の遅れが生じた場合の大阪府市との連携について、IR事業者の構成員・大阪府市との円滑な合意形成の下、着実な対応を求めるとの評価。工事環境等によっては、開業時期が1～3年程度後ろ倒しになる可能性があることについて留意しておくべき点であると評価。 ・事業工程の延長に伴うIR事業者の構成員の変更は生じないことから評価への影響はない。
評価基準21 (財務の安定性)	<ul style="list-style-type: none"> ・開業2年目にフリーキャッシュフローが黒字化し借金返済が開始されること等から財務の安定性がある点をプラス評価。 ・事業工程の延長に伴う借入金返済時期への影響、財務リスクへの影響等を要確認。
評価基準24 (カジノ収益の活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ収益の活用金額(開業3年目:150億円/年)の用途は施設の維持管理・依存症対策等に当てられる計画となっている点をプラス評価。非カジノ事業への更なる投資を求めるとの評価。 ・事業工程の延長に伴うカジノ収益の活用金額、用途の変更内容等を要確認。

大阪IR 区域整備計画の変更について

③海水熱利用(評価基準)

精査中

評価基準4 (ユニバーサルデザイン等)	・太陽光等の再生可能エネルギーの導入などが構想されている点をプラス評価。 ・海水熱利用時と比較して災害や故障時にも熱供給の継続が可能であるほか、海水熱利用から空気熱を利用したシステムに変更したことに伴う環境負荷低減効果への影響は微減するに留まるものであり、評価への影響はない。
------------------------	---

①～③の整理を踏まえた
認定への影響

①事業費の増加

②事業工程の延長

○要求基準について、不適合となるものはないと考えられるのではないか。(※)

○評価基準について、再評価を行うほどの大きな影響はないものと考えられるのではないか。(※)

※大阪への確認が必要な項目有り

③海水熱利用

○評価への影響はないと考えられるのではないか。

大阪IR 区域整備計画の変更について

○区域整備計画の変更にあたり、IR整備法令上、大臣認定と変更届出の2つの手続きが存在。下記のとおり整理。

計画変更

パターン1 大臣認定:計画認定時の手続きが必要(自治体の議会議決、関係省庁協議、大臣認定等)

(IR基本方針)

- 要求基準を満たさなくなる変更は認められない。IR施設の機能や規模を縮減するような変更、経済的社会的効果を引き下げる変更は、要求基準を満たしていたとしても認められない。
- 認定審査の評価結果に影響を及ぼす可能性がある等の場合は審査委員会の意見を聴取し判断。

パターン2 変更届出:国土交通大臣への届け出が必要

(軽微変更として定める事項(国土交通省令))

- 所在地の地名変更、役員の氏名変更などの形式変更
- 計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの(事業の工程等の変更であり必要最小限度のもの、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更等)

○今回の①～③の変更は、事業工程の必要最小限度の変更、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断し得るものと考えられるのではないかと。

(ポイント)

- ・今回の変更は、事業費の増加及び事業工程の延長であって、IR施設の規模や機能、カジノ収益の活用のあり方などを変更するものではない。
- ・事業費の増加に対応する資金調達については、中核株主による出資の増額で全て対応する方向である。
- ・事業工程の延長については、2030年の政府目標への貢献(評価基準19)の観点から検討が必要であるが、2030年内の開業見込みとなっており、それ以降に訪日外国人旅行者数、旅行消費額の増加への貢献が一定程度見込まれる。また、認定時の評価基準19の審査において、工事環境等の影響で開業が1～3年後ろ倒しになるリスクを加味して評価している。
- ・事業費の増加は、資材価格等の上昇というやむを得ない事情によるものと考えられるのではないかと。また、事業工程の延長は、資材価格の上昇等の外部要因によるものであり、必要最小限と考えられるのかどうか。

【関係条文】IR区域整備計画の軽微変更の届出

○ 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)

(認定区域整備計画の変更)

第十一条 認定都道府県等は、設置運営事業又は施設供用事業の内容の変更又は譲渡、認定設置運営事業者又は認定施設供用事業者の合併又は分割その他の事由により認定区域整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、認定設置運営事業者等(設置運営事業又は施設供用事業の譲渡により認定区域整備計画の変更をしようとするときは、当該事業を譲り受けようとする者を含む。)と共同して、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 認定都道府県等は、前項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、認定設置運営事業者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。この場合において、認定都道府県等は、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第九条第五項から第九項までの規定は認定都道府県等が認定区域整備計画を変更しようとする場合について、同条第十一項から第十四項までの規定は認定区域整備計画の変更の認定について、それぞれ準用する。

4 (略)

○ 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令(令和二年国土交通省令第九十九号)

(認定区域整備計画の軽微な変更)

第四条 法第十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 特定複合観光施設区域の所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)

二 認定設置運営事業者等の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更(当該代表者の変更を伴うものを含む。)

三 特定複合観光施設の名称又は所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)

四 認定設置運営事業者等の役員の氏名若しくは名称の変更(当該役員の変更を伴うものを含む。)又は住所の変更

五 認定設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名若しくは名称若しくは住所の変更又は当該保有者が法人等であるときは、その代表者若しくは管理人の氏名の変更(当該代表者又は管理人の変更を伴うものを含む。)若しくはその役員の氏名若しくは名称の変更(当該役員の変更を伴うものを含む。)若しくは住所の変更

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる変更であって、認定区域整備計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの

イ 特定複合観光施設の床面積の合計若しくは特定複合観光施設を構成する施設の規模の変更(特定複合観光施設の具体的な設計に伴う変更であって、法第二条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に規定する基準並びに法第四十一条第一項第七号に掲げる基準に適合しなくなるおそれがないものに限る。)又は設置運営事業等の工程の変更であって、必要最小限度のもの

ロ 修繕又は災害の復旧に伴う特定複合観光施設の床面積の合計又は特定複合観光施設を構成する施設の規模の一時的な変更(法第四十一条第一項第七号に掲げる基準に適合しなくなるおそれがないものに限る。)

ハ その他認定区域整備計画の内容の実質的な変更を伴わない変更